平成２７年（フ）第２８号
群馬県桐生市広沢町５丁目5002番地の11
債務者　今泉　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１１号
千葉県茂原市早野1935番地23　シティハイム早野103
債務者　貝沼　功才
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
千葉県勝浦市関谷497番地２　ポプラハイツ１号棟218号
債務者　西郡　照美（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
千葉県茂原市東郷1269番地　アヴニールⅢ203
債務者　廣田　直美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
千葉県長生郡白子町古所5361番地９
債務者　松岡　明彦
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
千葉県長生郡白子町古所5361番地９
債務者　松岡　美香
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
金沢市涌波２丁目６番22号　リバブル涌波101号、従前の住所金沢市泉野町４丁目12番23号
債務者　北本　紀夫
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
岐阜県羽島郡岐南町上印食３丁目103番地
債務者　錵**䂮**　　清
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５５号
滋賀県湖南市三雲2030番地76
債務者　森田美栄子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
大津市南志賀３丁目14番15号　サンライフあけぼのＢ棟205号、前住所大津市下阪本６丁目19番２号　メゾンエスポワール坂本201号
債務者　岡本　吉信
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
大津市南志賀３丁目14番15号　サンライフあけぼのＢ棟205号、前住所大津市下阪本６丁目19番２号　メゾンエスポワール坂本201号
債務者　岡本　知里
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
大津市黒津２丁目20番19号
債務者　橋本　　傳
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８０号
大津市黒津２丁目20番19号
債務者　橋本眞須美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
滋賀県栗東市辻251番地８　201号、前住所滋賀県守山市浮気町341番地２フォンティーン1048・302号
債務者　北村　和枝
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０号
大津市清風町10番18号
債務者　岸田　年弘
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３２号
大津市花園町22番13号
債務者　小村　悌五
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
大津市花園町22番13号
債務者　小村　雅子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大津地方裁判所民事部